

送電線付近で工事をされる皆様へ



HPリンク

(電線の近くで作業される方へ)

◆労働安全衛生法第20条第3号・関連労働安全衛生規則349条抜粋

事業者は架空電線に近接する場所で工作物の作業等を行う場合において当該作業に従事する労働者が当該充電線路に接近して感電するおそれがあるときは次の措置を講じる必要がある。

- 1 当該充電線路を移設すること。
- 2 感電の事故を防止するための囲いを設けること。
- 3 当該充電線路に絶縁用防護具を装着すること。
- 4 前記1～3の措置が困難なときは監視人を置き作業を監視すること。

◆労働基準局通達 基発第759号

1 送電線に対して安全な離隔距離を保つこと

移動式クレーン等の機体、ワイヤーロープ等が目測上の誤差等により離隔距離内に入ることを防止するために、移動式クレーン等の行動範囲を規制するための木柵、移動式クレーンのジブ等の行動範囲を制限するためのゲート等を設けることが望ましいこと。

(電圧ごとの離隔距離は裏面に記載)

2 監視責任者を配置すること

移動式クレーン等を使用する作業については的確な作業指揮をとることができる監視責任者を当該作業現場に配置し、安全な作業の遂行に努めること。

3 作業計画を事前打合せすること

この種作業の作業計画の作成にあたっては、事前に電力会社等送配電線類の所有者と作業の日程、方法、防護措置、監視の方法、送配電線類の所有者の立会等について十分打ち合わせるように努めること。

施工者側で「打合せ申請書」の作成をお願いします。詳細は裏面をご確認ください。

4 関係作業員に対し、作業内容を周知徹底させること

関係作業員に対して感電の危険性を十分周知させるとともに、その作業標準を定め、これにより作業が行われるよう必要な指導を行うこと。

◆労働安全衛生法第74条

都道府県労働局長は、免許を受けた者が故意または重大な過失により重大な事故を発生させた場合はその免許の取り消し、または期間を定めてその免許の効力を停止することができる。

上記事項を遵守していただけない場合は労働基準監督署に通知いたします。
また補償金の請求や、会社名の公表を実施させていただく場合があります。

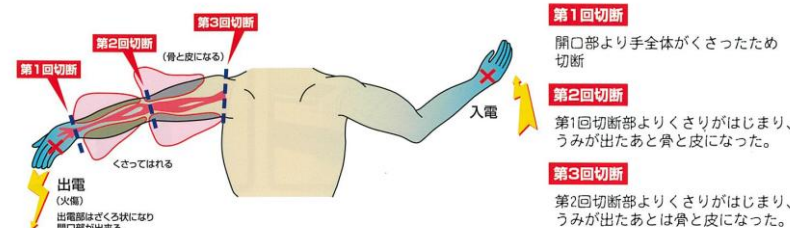
もし事故を起こしてしまうと！



感電による傷跡の状況例………両腕切断

被災の状況

- ・電気は右手から入り左手より出た。
- ・被災者の両腕は火傷により“穴”があいた。
- ・電気の流れた部分がしだいにくさはりはじめ10日間くらいの間隔で腕の切断をくり返し両腕が肩からなくなった。



「打合せ申請書」作成の流れ

① 工事計画を受付システムに登録

申請者

送電線付近で工事を計画しているからシステムに登録しよう

工事現場の周辺に送電線がある場合は、弊社ホームページの送電線下作業受付システムより作業内容の登録をお願いします。その際には施工位置が分かる図面を添付してください。

登録いただいた情報を基に打合せ申請書※をメールで送信します。必要事項を人力のうえ弊社へ返信願います。

※打合せ申請書が必要な作業と判断した場合

打合せ申請書の記載例は右隣に記載

HPリンク※
(電線の近くで作業される方へ)

② 打合せ申請書の審査・回答

作成していただいた打合せ申請書の内容を審査した結果、問題なければ申請者宛てにメールにて回答します。これにより「打合せ完了」となります。

※場合により現場で打合せを実施することもあります

打合せ申請書に基づいて作業実施してください。必要に応じて送電線下に注意喚起標識を設置していただく場合があります。(下記参照)

中部電力パワーグリッド

メールにて申請書の審査結果を送信

③ 送電線下での作業を実施

打合せ申請書のとおり監視人の配置やクレーンのリミッター設定等により安全な作業をお願いします。

リミッター設定

監視人

【注意喚起標識の例】

①木柱、コンクリート柱ほか

②ビデ足場

工事現場

工事現場

※受付システムのHP：【中部電力パワーグリッド 送電線 作業】で検索
URL：https://powergrid.chuden.co.jp/goannai/ippan/information/use/websystem/densen/

送電線接近作業打合せ申請書

管理番号 申請者入力欄 申請者入力欄 申請者入力欄

工事件名 ○○部新築工事

住所 ○○県○○市

工事場所 送電線路名 77 kV

工事概要

- ・ポンプ車(h=10m)による基礎工事 ○/○～○/○
- ・2.5tラフタークレーン(h=15m)を使用する建て方工事 ○/○
- ・内外装工事は手作業による施工

発注者 発注者名 ○○ 部署・担当者

会社名 ○○○○建設 連絡先 0265-00-0000

施工会社 現場責任者 ○○ 連絡先(携帯) 090-1234-5678

打合せ希望日 第一希望 2024年11月10日 11時 打合せ可否回答

第二希望 2024年11月11日 15時 打合せ可否回答

添付図面 有

【離隔確認図】

電線までの地上高さ 13 m

安全な離隔距離

電圧 0.00ボルトのため 電線から m以上

安全な離隔距離

電圧 77 0.00ボルトのため 電線から 4 m以上

安全な施工高さ 9 m以下

支持物から m以上

安全な離隔距離

電線人の配置

労働安全衛生規則第349条による

【保安対策計画】

- 1 クレーンの高さ制限リミッター機能を9mに設定
- 2 監視人・作業員が安全な施工高さ(9m)を遵守して作業を行えるよう監視
- 3 配置検討図の内容を遵守し、重機を使用する

【中部電力パワーグリッド様からの指示事項】

- 1 電線に触れなくても放電し電気事故が発生します。クレーン等重機の使用は確実に安全な離隔を確保して作業してください。
- 2 送電線下での作業は、作成した保安対策計画を遵守し、電気事故防止に努めること。
- 3 本打合せ内容は、必ずオペレータおよびすべての作業員に周知徹底すること。

打合せ年月日 年 月 日 打合せ方法 申請書審査にて実施

中部電力パワーグリッド(株) 打合せ者 施工会社名・所属 氏 名

お書きへのご案内HPリンク (クレーン等重機の離隔実動動画)

送電線に関する各種お申込み

中部電力パワーグリッド(株) ○○支社 送電グループ TEL 0265-00-0000

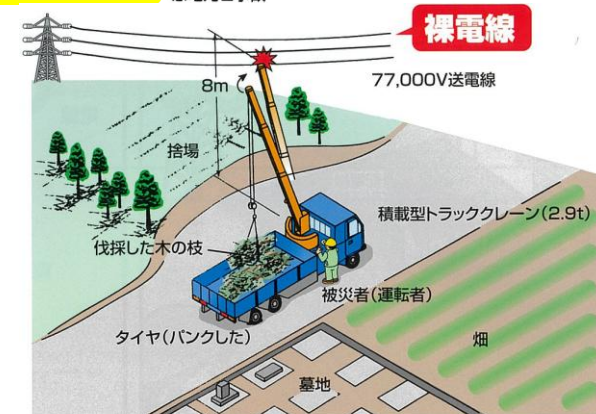
連絡先 FAX 0265-00-0000

電話受付時間 月～金曜日(祝日および年末年始を除く)の8:30～17:10

※ご記入いただいた個人情報は、電気事業における送電線接近作業に関するご連絡および、これらに付随する業務を行うために利用させていただきます。

送電線事故事例

荷降ろし作業中に発生した77,000V送電線への接近による感電死亡事故



電圧ごとの離隔距離(電気事故を防ぐためには、離隔距離を確保)

送電設備	より安全な距離
鉄塔	
コンクリート柱	
電圧	離隔距離
11～44kV	3m以上
66～77kV	4m以上
154kV	5m以上
275kV	7m以上
500kV	11m以上

～中部電力パワーグリッド連絡先～

事業所名	電話番号	主な担当区域
旭名東支社 送電グループ	[052] 778-1278	千種区(北部)、瑞穂区、守山区、名東区、天白区、瀬戸市、豊田市(西部)、尾張旭市、日進市、東郷町、長久手市、みよし市(境川以西・三好丘の北部)、春日井市、犬山市、江南市(東部)、小牧市、大口町、扶桑町
一宮支社 送電グループ	【2026年7月末まで】 [0587] 66-1178 【2026年8月から】 [0586] 58-6513	北区(庄内川以北)、西区(庄内川以北)、一宮市、江南市(西部)、稲沢市、岩倉市、北名古屋市、清須市、中村区(名古屋津島線以南)、中川区、港区(築港変以西)、津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、弥富市、豊山町
半田支社 送電グループ	[0569] 21-1100	港区(築港変以東)、南区、緑区、東海市、大府市、豊明市、刈谷市(境川沿いの一部)、半田市、常滑市、知多市、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町、東浦町